

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

●出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」
(学校保健安全法施行規則第19条2項より)

例		発症日	発症した後5日					発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	※8日目
		/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	症状が軽快	軽快後1日目	×	×	×	登校可能 		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	症状が軽快	軽快後1日目	×	×	登校可能 		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	症状が軽快	軽快後1日目	×	登校可能 		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状が軽快	軽快後1日目	登校可能 		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	▼発熱等	発熱等	発熱等	症状が軽快	軽快後1日目	登校可能 	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

出席停止期間の基準等

- 発症とは、病院を受診した日ではなく、症状（発熱等）が始まった日で、その日を0日と数えます。
 - 症状が出てきた当日に受診し、感染が認められた場合は、その日が発症日になります。
 - 発症日が分かりにくい場合は受診の際、医師に相談してください。
 - 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。
 - 表の例5の場合「▼」の時点で医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されたとすると、発症日は発熱等が始まった日（2日前）となります。
- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- 「症状が軽快した後1日」とは軽快した日を0日と数えます。
- 早期に症状が軽快しても、感染の可能性は継続するため、出席停止期間を短縮する事はありません。（表の例1・2・3の場合を参考）
 - 症状が軽快した日より出席停止期間が延長となるため、登校可能となる日が延期になります。 ※印